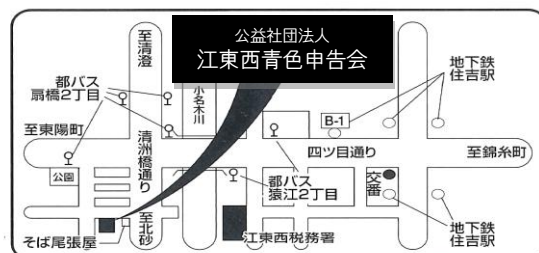


# 江東西あおいろ会報

## 公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号  
TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876  
<http://nishiaoiro.sakura.ne.jp/>



## みなさまのご協力をお願いします

### 平成 27 年度税制改正要望運動（都市型税制）の 会員によるハガキ陳情運動について

青色申告会では、毎年、固定資産税等の軽減措置の継続についての要望運動を行っています。

**今、継続の要望を行わないと、今年度限りの軽減措置**となってしまいます。

私たちの声を東京都議会議員に届けるため、ご地元の都議会議員の方々に  
「陳情ハガキ」をお出しして、要望の実現をめざしましょう。

**あなたの一通のはがきが、大きな力となります。**

会員の皆さま方のご理解とご協力をお願いします。

#### ■ハガキの出し方■

○ お手数ですが、同梱の「はがき」を切り取って、宛先と御住所等をご記入の上 52 円切手を添付し、郵便ポストに投函して下さい。

○ **青色申告会の事務局又はお近くの支部役員にお渡しいただいても結構です。**

事務局が取りまとめて、議員に直接お届けします。（その場合切手は要りません）

#### 要 望 事 項

私たちは、次の軽減措置が来年度も継続して適用されることを要望します。

- 1 小規模住宅用地の都市計画税を  
2 分の 1 に軽減すること。
- 2 小規模非住宅用地との固定資産税と  
都市計画税を 2 割削減すること。
- 3 商業地等の固定資産税と都市計画税の  
負担水準を 65% に引き下げること。

#### 税制改正要望運動の成果

三つの要望事項が実現したことにより、昨年度も 670 億円もの税負担が軽減されました。

この負担軽減の効果は、土地を所有している方だけでなく、土地や建物を借りている方々にも、地代や家賃などに反映されています。

1 人ひとりの声が、青色申告会の会員だけでなく、多くの都民の方々の負担軽減に、大きな成果となって返ってきています。

# 税務署からのお知らせ

## 所得税及び復興特別所得税の予定納税（第2期分）

納付期間

平成 26 年 11 月 1 日～12 月 1 日

（注）土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

### 予定納税とは

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が 15 万円以上である場合に、原則、その 1/3 相当額をそれぞれ 7 月（第 1 期分）と 11 月（第 2 期分）に納めていただく制度があります。この制度を予定納税と言います。

（注）平成 26 年の予定納税基準額については、復興特別所得税の額（所得税額の 2.1%）を含めて計算されています。

### 納税する額

予定納税が必要な方には、6 月中旬に税務署から「平成 26 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第 2 期分の金額が納税する額です。

予定納税額及びその計算の詳細は、この通知書に記載されています。

### 予定納税の減額申請

廃業や業況不振、災害などの理由により、平成 26 年 10 月 31 日（金）の現況で、平成 26 年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます（「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページに掲載しています。また、税務署にも用意してあります。）

（注）平成 26 年分の申告納税見積額については、復興特別所得税の額（所得税額の 2.1%）を含めて計算します。

第 2 期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成 26 年 11 月 17 日（月）までに「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、所轄税務署に提出してください。税務署では、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。

### 予定納税額の納付

|              |                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 振替納税を利用している方 | 納期限（平成 26 年 12 月 1 日（月））に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。納期限前日までに口座の残高をご確認ください。                                                                                                                                                                        |
| その他の方        | 納期限までに金融機関又は所轄税務署の窓口で納付してください。<br>納付税額が 30 万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。<br>また、インターネットを利用して電子納税をご利用いただけます。電子納税をご利用いただく場合の手続については、e-Tax ホームページ（ <a href="http://www.e-tax.nta.go.jp">www.e-tax.nta.go.jp</a> ）でご確認ください。 |

※納付には便利な振替納税をご利用ください。

## 「金銭又は有価証券の受取書」の非課税範囲が拡大されています

～平成 26 年 4 月 1 日以降作成する文書から適用されます～

「金銭又は有価証券の受取書」については、これまで、記載された受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされていましたが、平成 26 年 4 月 1 日以降、この非課税範囲が、受取金額 5 万円未満のものまで拡大されています。

### 「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券の引き渡しを受けた者が、その受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する単なる証拠証書をいいます。

したがって、「領収書」、「領収証」、「受取書」と記載されたものはもちろんのこと、「仮領収書」や「レシート」と称されるものや、金銭の受取事実を証明するために、請求書や納品書等に、「代済」、「了」などと記載したもの、更に「お買上票」等と称するもので、その作成目的が金銭又は有価証券の受取事実を証するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。



## 「不動産の譲渡に関する契約書」や「建物工事の請負に関する契約書」の印紙税の軽減措置が拡充されています

～平成 26 年 4 月 1 日以降作成する文書から適用されます～

「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」については、これまで、これらの契約書に記載された契約金額が 1 千万円を超えるものに軽減措置が適用されていましたが、平成 26 年 4 月 1 日以降、この軽減措置の適用範囲・軽減額が拡充されています。

| 契約金額          |            |                |          | 改正前      | 改正後     |
|---------------|------------|----------------|----------|----------|---------|
| 不動産の譲渡に関する契約書 |            | 建設工事の請負に関する契約書 |          |          |         |
| 1 万円以上        | 10 万円以下    | 1 万円以上         | 100 万円以下 | 200 円    |         |
| 10 万円超        | 50 万円以下    | 100 万円超        | 200 万円以下 | 400 円    | 200 円   |
| 50 万円超        | 100 万円以下   | 200 万円超        | 300 万円以下 | 1,000 円  | 500 円   |
| 100 万円超       | 500 万円以下   | 300 万円超        | 500 万円以下 | 2,000 円  | 1,000 円 |
| 500 万円超       | 1,000 万円以下 |                |          | 1 万円     | 5,000 円 |
| 1,000 万円超     | 5,000 万円以下 |                |          | 1 万 5 千円 | 1 万円    |
| 5,000 万円超     | 1 億円以下     |                |          | 4 万 5 千円 | 3 万円    |
| 1 億円超         | 5 億円以下     |                |          | 8 万円     | 6 万円    |
| 5 億円超         | 10 億円以下    |                |          | 18 万円    | 16 万円   |
| 10 億円超        | 50 億円以下    |                |          | 36 万円    | 32 万円   |
| 50 億円超        |            |                |          | 54 万円    | 48 万円   |



## 上期反省会

日時 9月24日 水曜日  
18:30～(3時間)

場所 パセラリゾーツ銀座店  
東京都中央区銀座6-13-16  
銀座ウォールビル1階(受付)

会費 2,500円(カラオケ代込)

申込み 事務局 担当 大塚  
03-3649-4178

※先着順25名様まで  
9月17日(水)締切です  
キャンセルは1週間前まで

### \* 集合場所



## 8月の報告

### 第三回 正副部長会議

6日 水曜日 江東西青色申告会 会館3階

- ・親会と語る会の打合せ  
疑問・質問を事前に打合せ  
質問事項の一部抜粋  
組織図はあるのですか  
同じ支部名があるのですが
- ・年内、青年部行事の確認と打合せ

### 第三回 事業委員会

28日 木曜日 江東西青色申告会 会館3階

正副部長会議の内容に対しての  
意見交換と承認。 など

## スケジュール表

|     |            |                                          |
|-----|------------|------------------------------------------|
| 9月  | 4日<br>(木)  | <b>親会と語る会</b><br>江東西青色申告会 会館3階<br>18:30～ |
|     | 24日<br>(水) | <b>上期反省会</b><br>パセラリゾーツ 銀座<br>18:30～     |
| 10月 | 1日         | <b>第四回 正副部長会議</b>                        |
|     | 9日<br>19日  | <b>第四回 事業委員会<br/>区民祭</b>                 |
| 11月 | 6日         | <b>Apple Store 銀座での勉強会</b>               |
|     | 15日        | <b>クリーン・キャンペーン&amp;反省会</b>               |
|     | 27日        | <b>政治を語る会(調整中)</b>                       |
|     | 29日        | <b>江戸切子体験</b>                            |



公益社団法人  
江東西青色申告会  
青年部 部長  
青 副 部 長  
白 田 敏 博

6月19日 青年部  
通常総会で新しい  
副部長になりました

青年部では部員を募集しています。  
青色申告の普及や街の発展、事業拡大に役立つ企画をしてみませんか？  
一緒に行事・勉強会を創りあげて頂く人を募集しています。  
質問でも構いません。一度ご連絡を！！

(公社) 江東西青色申告会  
03-3649-4178

又は  
青年部 副部長 和泉  
090-5551-5397